（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第十六条　新令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）及び同条第九項において準用する新令第三百三十八条第一項から第三項まで（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は、施行日以後に支払を受ける新令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けた旧令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第十七条　新令第三百五十五条第一項及び第二項（支払調書等の提出の特例）の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第二項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に旧令第三百五十五条第一項又は第二項（支払調書等の提出の特例）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「同号ロ⑴に掲げる」を「同年三月三十一日以前に取得された」に、「並びに同条第一項（第二号又は第三号」を「並びに所得税法施行令第百二十条の二第一項（第一号から第三号まで」に、「及び新令」を「減価償却資産の償却の方法）及び」に改め、同条第三項中「おける新令」を「おける所得税法施行令」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第三号まで」に、「は新令第百二十条の二第一項第二号ロ⑵に掲げる」を「は、平成二十四年四月一日以後に取得された」に改め、同条第四項中「第百二十七条第四項」の下に「（資本的支出の取得価額の特例）」を加え、同条第五項中「係る新令」を「係る所得税法施行令」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第三号まで」に、「新令第百二十条の二第一項第二号ロ⑴に掲げる」を「、平成二十四年三月三十一日以前に取得された」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十六号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「新株予約権」を「譲渡制限付株式」に改め、「第百十一条の二」の下に「・第百十一条の三」を加える。

第四条の三第四項中「株主等の」を「全てについてその株主等の」に改め、同項第五号中「の当該合併に係る被合併法人」の下に「（その株主等の数が五十人以上であるものを除く。以下この号において「特定被合併法人」という。）」を加え、「合併に係る被合併法人の株主等が」を「特定被合併法人の株主等が」に、「合併に係る被合併法人の株式」を「特定被合併法人の株式」に、「当該被合併法人」を「当該特定被合併法人」に改め、同条第六項第一号中「分割法人に分割承継法人の株式その他の資産が交付されない分割」を「法第二条第十二号の九ロに規定する無対価分割」に改め、同条第八項中「又はハに掲げる関係が」を「若しくはハに掲げる関係がある分割型分割又は当該無対価分割に係る分割法人の全てが資本若しくは出資を有しない法人で」に、「あり、かつ」を「ある場合において」に、「株主等の」を「全てについてその株主等の」に、「ある場合には」を「あるとき、又は当該分割に係る分割法人の全てが資本若しくは出資を有しない法人であるときは」に改め、同項第六号イ中「係る分割法人」の下に「（その株主等の数が五十人以上であるものを除く。）」を加え、同条第九項中「国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債は、国外にある事業所に属する資産（国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権及び採石法の規定による採石権を除く。）又は負債」を「当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものは、外国法人に同号に規定する国内資産等の移転を行う現物出資のうち当該国内資産等の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資（当該国内資産等に法第百三十八条第一項第三号又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得を生ずべき資産が含まれている場合には、当該資産につき当該移転後に当該恒久的施設による譲渡に相当する同項第一号に規定する内部取引がないことが見込まれているものに限る。）」に改め、同条第二十一項中「第十二項第一号、第十六項第一号」を「第十四項第一号、第十八項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「株主の」を「全てについてその株主の」に改め、同項第二号中「特定役員のいずれか」を「それぞれの特定役員の全て」に改め、「当該株式移転に係る株式移転完全親法人の役員への就任に伴う退任及び当該株式移転後に当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（次号及び第四号において「適格合併等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）を行うことが見込まれている場合における当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）の役員への就任に伴う退任を除く。）」を削り、同項第三号中「被合併法人等とする適格合併等」を「被合併法人、分割法人又は現物出資法人（次号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）を行うことが見込まれている場合における当該適格合併等に係る「係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）」に改め、同項第四号中「他の子法人事業が」を「他の子法人事業の全部又は一部が」に改め、「（以下この号において「合併等移転子法人事業」という。）」を削り、「当該適格合併等に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれ、かつ、当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人の子法人事業又は他の子法人事業のうち当該合併等移転子法人事業以外のものが当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人において引き続き営まれる」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該子法人事業又は他の子法人事業の全部が移転することが見込まれている場合　当該子法人事業又は他の子法人事業が当該適格合併等に係る合併法人等において引き続き営まれること。

ロ　当該子法人事業又は他の子法人事業の一部が移転することが見込まれている場合　当該子法人事業又は他の子法人事業が当該適格合併等に係る合併法人等及び当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人において引き続き営まれること。